第百三条の二第二項中「無線局の免許の日」の下に「（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「起算して六月を経過する日」の下に「（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）」を加え、「当該六月を経過する日」を「当該六月経過日」に改める。

第百十六条第八号中「調査」の下に「又は終了促進措置」を加える。

別表第六備考第九号中「ニまで」を「ホまで」に改め、同号に次のように加える。

ホ　六の項に掲げる無線局　五千四百円

**第二条**　電波法の一部を次のように改正する。

第百三条の二第二項中「八千七十八万六千六百円」を「九千五百十四万八千九百円」に、「百四十七万九千百円」を「百七十七万四千九百円」に改め、同条第五項及び第六項中「三百六十円」を「四百三十円」に、「二百五十円」を「二百円」に、「三百八十円」を「四百五十円」に改める。

別表第六を次のように改める。

**別表第六**（第百三条の二関係）

| 無線局の区分 | 金額 |
|---|---|
| 一　移動する無線局（三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。） | |
| 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | |
| 航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの | 五百円 |
| その他のもの | |
| 使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの | 五百円 |
| 使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの | |
| 空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの | 七百円 |
| 空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの | 八千九百円 |
| 空中線電力が〇・五ワットを超えるもの | 九十六万六千八百円 |
| 使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの | |
| 空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの | 千五百円 |
| 空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの | 八千九百円 |
| 空中線電力が〇・五ワットを超えるもの | 二百八十万三千二百円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二　移動しない無線局で、移動して使用し又は携帯して使用する無線局の開設に当たつて受ける通信のための設備の信頼性を確保するために行う陸上の移動する無線局（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）の開設 | 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの | 空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの | 三千二百円 |
| | | | 空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの | 八千九百円 |
| | | | 空中線電力が〇・五ワットを超えるもの | 三百七十二万九千百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの | | 五百円 |
| | | 三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | | 七万八千円 |
| | | 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | | 五百円 |
| | 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの | 空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの | 三千二百円 |
| | | | 空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの | 八千九百円 |
| | | | 空中線電力が〇・五ワットを超えるもの | 三百七十二万九千百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの | | 五百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの | | 七万八千円 |
| | | 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | | 五百円 |
| | 三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの | 三万七千八百円 |
| | | | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 二万六百円 |
| | | | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | 六千九百円 |
| | | | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの | 三千五百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもので、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するもの | 空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの | 七千三百円 |
| | | | 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの | 八千九百円 |
| | | その他のもの | | 七千三百円 |
| | 三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの | | 七千三百円 |
| | | 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの | | 八千九百円 |
| | 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | | | 三千五百円 |